

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減を達成する。なお、この目標は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	23,972	37,891	67,784	99,332
		補正予算(b)	0	10,150	1,780	0
		繰越し等(c)	▲247	▲13607	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	23,725	34,434	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	16,539	29,850	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「目標達成度合いの測定結果」を参照	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
		12億300万	10億7,500万	11億2,300万	11億7,300万	12億800万	-	12億800万	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	実績値					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
		1億2,700万	1億900万	1億900万	1億800万	1億800万	-	1億1,000万	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「目標達成度合いの測定結果」を参照	基準	実績値					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
		2,200万	2,170万	2,350万	2,510万	2,730万	-	4,600万	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  国内における温室効果ガスの排出抑制のため、以下の施策に取り組み、進捗が見られた。 ○平成25年度の温室効果ガス総排出量は、平成26年5月に確定値を公表する予定。 ○京都議定書第一約束期間以降も切れ目なく地球温暖化対策に取り組み、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、国による「地球温暖化対策計画」の策定等の措置を規定した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年5月に成立し、公布・施行(一部を除く)された。 ○「当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)」を踏まえ、地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、同計画に位置づける対策・施策の検討を行った。 ○我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、平成25年11月のCOP19において、2005年度比3.8%減とすることを表明し、その後国連気候変動枠組条約事務局に登録した。この目標は、原子力発電の活用を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標(注)であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。また、本目標の達成に向けた対策・施策を含む「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」を平成25年12月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した。  (注)測定指標における「目標値」について ・「エネルギー起源二酸化炭素の排出量」: 我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安。なお、2020年度における原子力発電所の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、2020年度における電力の排出係数を設定できないため、直近の実績である2012年度の排出原単位を用いて試算。 ・「代替フロン等3ガスの排出量」: 平成25年に成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」による追加的な対策を実施しなかった場合の排出量であり、当該法律の施策の具体化が行われた後、本施策を盛り込んだ目標数値の見直しを行う。なお、削減効果は、追加的な対策を実施なかった場合に比べ9.7～15.6百万トン-CO2と見込まれている。  (参考: 京都議定書第一約束期間の達成状況) 我が国における京都議定書第一約束期間中(平成20年度～平成24年度)の5カ年平均の総排出量は、12億7,800万トンであり、基準年比で1.4%の増加となった。これに参入可能な森林吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、5カ年平均で、基準年比-8.4%となり、京都議定書第一約束における目標である6%削減は達成することとなる。
	施策の分析	○2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減とすることとした。本目標は、原子力発電の活用を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。  ○3.8%減の内訳は、森林吸収量について2005年度比で2.8%以上の吸収量の確保を目指すとともに、エネルギー効率をさらに20%改善する省エネ努力の実施、再生可能エネルギーの導入拡大、フロン対策の強化、二国間クレジット制度などを総合的に進めることにより実現を目指すものである。  ○新たな地球温暖化対策計画については、確定的な目標を設定する際に策定することとしており、同計画の策定までの間については、「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同程度の取組を推進することとしている。
	次期目標等への反映の方向性	<b>【施策】</b> ○エネルギー政策及びエネルギーミックスの検討状況を踏まえ、2020年度の確定的な削減目標を設定するとともに、地球温暖化対策計画を策定する。 ○再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められるため、「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」、「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」等に基づき、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同程度の取組が推進されるようにしていくことが必要。再生可能エネルギーについては、上記プログラムに基づき、蓄電池による風力等の出力変動を緩和する実証や我が国初の浮体式洋上風力発電の実証などの多面的な支援を行うことにより、自立分散型エネルギー社会の構築を早急に図る。  <b>【目標及び測定指標】</b> ○3.8%減の内訳を踏まえると、温室効果ガスの排出抑制等の対策(緩和策)については、森林吸収源対策、海外からのクレジットの活用を含めた総合的に評価することが必要である。一方、地球温暖化対策としては、緩和策とともに気候変動影響への適応策が重要である。 ○こうした観点から、今後の政策評価に当たっては、地球温暖化対策計画や適応計画の策定状況等を踏まえつつ、例えば、「目標1-2」、「目標1-3」、「目標1-4」の統合、新たな目標として「適応策」を加えるなど、地球温暖化対策推進の施策体系の見直し等について検討する。

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	26年6月
-------	--------------------------------------------------------	--------------------	----------	-------